

平成 27 年 5 月 25 日

監 査 報 告 書

学校法人瓜生山学園
理事会 御中

監 事 齋藤 利一郎

監 事 松芝 政雄

監 事 湊 信明

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人瓜生山学園寄附行第 7 条の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人瓜生山学園の平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った。

監査の方法は、理事会及び評議員会、他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と思われる監査を行った。

監査の結果、学校法人瓜生山学園の業務は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上

平成 27 年 5 月 25 日

監 査 報 告 書

学校法人瓜生山学園
評議員会 御中

監 事 齋藤 利一郎

監 事 松芝 政雄

監 事 湊 信明

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人瓜生山学園寄附行第 7 条の規定に基づく監査報告を行うため、学校法人瓜生山学園の平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った。

監査の方法は、理事会及び評議員会、他重要な会議に出席したほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な書類等を閲覧するとともに会計監査人と連携し、必要と思われる監査を行った。

監査の結果、学校法人瓜生山学園の業務は適正であり、計算書類等は当該年度末における財産の状況を適正に表示しており、学校法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上